

マイナンバーカードの健康保険証利用について

当院ではマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」を導入しています。マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。患者様が同意することで、医療機関が過去の特定健診結果や薬剤情報を閲覧可能となり、診療に活用することができます。

＊公費負担受給者証、その他医療証についてはマイナンバーカードでは確認ができませんので、原本をお持ちください。

医療情報の取得

今までに処方されたお薬の情報や健康診断結果を取得します。患者様の病態の把握、重複する投薬の回避などの診療が可能となります。

限度額適用認定証の手続き不要

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証等として利用することで、ご自身で高額な医療費を一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。

医療費控除手続きの簡素化

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きが可能となります。



＊マイナンバーカードはお住いの市区町村で申請が必要です。

＊マイナンバーカードが無くても、これまでどおり健康保険証は利用可能です。